

主 文

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

理 由

弁護士山崎佐の上告趣意は、事実誤認及びこれを前提として憲法二二条違反を主張する。しかし第一審判決挙示の証拠によれば、被告人が重畳電位波発信静電機療法と称する療法を施し、もつて医業類似行為を業としたとの同判決認定の事実を肯認することができ、記録を調べても、これを是認した原判決に事実誤認の疑はないから、右違憲の主張はその前提において失当であり、所論はすべて適法な上告理由に当たらない。

職権をもつて調査すると、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法が医業類似行為を業とすることを禁止処罰するのは、人の健康に害を及ぼす虞のある業務行為に限局する趣旨と解すべきこと当裁判所の判例とするところである（昭和二九年（あ）第二九九〇号、同三五年一月二七日大法廷判決、刑集一四巻一号三三頁参照）。しかるに原判決は、被告人が業とした本件重畳電位波発信静電機療法と称する療法が人の健康に害を及ぼす虞があるか否かについて何ら判断するところがなく、ただ被告人が同療法を業として行つただけで前記法律一二条に違反したものと即断したのは、同法の解釈を誤つた違法があるか理由不備の違法があり、右の違法は判決に影響を及ぼすものと認められるので、原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものというべきである。

よつて刑訴四一一一条一号、四一三条本文に従い主文のとおり判決する。

この判決は、裁判官石坂修一の少数意見があるほか、裁判官全員一致の意見によるものである。

裁判官石坂修一の少数意見は、前記大法廷判決記載の同裁判官の反対意見と同一

であるから、これを引用する。

検察官 神山欣治公判出席

昭和三六年七月一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	垂	水	克	己
裁判官	高	橋		潔
裁判官	石	坂	修	一